

平成四年政令第三百五十七号

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第一項第一号、第三条から第五条まで、第八条第三項第三号、第九条第一項、第一百六十八条並びに附則第五条、第六条及び第九条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

**第一条** 計量法（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める物象の状態の量は、纖度、比重、引張強さ、圧縮強さ、硬さ、衝撃値、粒度、耐火度、力率、屈折度、湿度、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度とする。

（計量単位の定義）

**第二条** 法第三条に規定する計量単位の定義は、別表第一のとおりとする。

**第三条** 法第四条第一項に規定する計量単位の定義は、別表第二のとおりとする。

2 法第四条第二項に規定する計量単位の定義は、別表第三のとおりとする。

（十の整数乗を乗じたものを表す計量単位）

**第四条** 法第五条第一項の政令で定める計量単位は次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定めるものとする。

- 一 法第三条及び第四条に規定する計量単位（キログラム、分、時、度（角度の計量単位の度に限る。）、秒（角度の計量単位の秒に限る。）、平方メートル、立方メートル、毎秒、毎分、毎時、毎メートル、キログラム每立方メートル、平方メートル毎秒、キログラム毎分、キログラム毎時、立方メートル毎分、立方メートル毎時、デシベル、回毎分、回毎時、気圧、質量百分率、質量千分率、質量百万分率、質量十億分率、質量一兆分率、質量千兆分率、体積百分率、体積千分率、体積百万分率、体積十億分率、体積一兆分率、体積千兆分率及びペーエンチを除く。）に別表第四の上欄に掲げる接頭語（以下単に「接頭語」という。）を付したもの
- 二 別表第五の第二欄に掲げる語に接頭語を付したもの 別表第五の第二欄に掲げる語に接頭語を付したもの 同上（以下単に「接頭語が表す乗数」という。）を乗じたもの
- 三 前号に掲げる計量単位（別表第五第一号から第四号までの第二欄に掲げる計量単位中の語に接頭語を付したもの）に接頭語を付したもの 同上（以下同じ。）に接頭語を付したもの 単位に接頭語が表す乗数を乗じたもの

（特殊の計量用いる計量単位）

**第五条** 法第五条第二項の政令で定める特殊の計量並びにこれに用いる計量単位及びその定義は、別表第六のとおりとする。

（非法定計量単位の使用の禁止の特例）

**第六条** 法第八条第三項第三号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 日本国に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外國為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第百二十七号）第三条に規定する者及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外國為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十九年政令第百二十九号）第三条に規定する国際連合の軍隊等

2 法第八条第三項第三号の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

- 一 前項各号に掲げる者相互間における取引又は証明
- 二 前項第一号に掲げる者と同項各号に掲げる者以外の者との間ににおける日本船舶以外の船舶の修理に関する取引又は証明
- 三 前項第一号に掲げる者と同項各号に掲げる者以外の者との間における船舶による運送（日本各港の間ににおいてする運送を除く。）に関する取引又は証明
- 四 前項第一号に掲げる者（合衆国軍隊及び国際連合の軍隊に限る。）と同項各号に掲げる者以外の者との間における取引又は証明

（非法法定計量単位による目盛等を付した計量器）

**第七条** 法第九条第二項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

- 一 輸出すべき計量器
- 二 輸出すべき貨物の設計若しくは検査又は輸入する貨物の検査に用いる計量器であつて、経済産業省令で定めるもの（ヤードボンド法による計量単位）
- 三 前項第一号に掲げる者と同項各号に掲げる者以外の者との間における船舶による運送（日本各港の間ににおいてする運送を除く。）に関する取引又は証明

（航空機に関する取引又は証明）

第八条 法附則第五条第一項の政令で定めるヤードボンド法による計量単位及びその定義は、別表第七のとおりとする。

（航空機の運航に関する取引又は証明）

第九条 法附則第五条第二項第一号の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

一 航空機の運航に関する取引又は証明

二 航空機による運送に関する取引又は証明

三 航空機及び航空機用機器並びにこれらの部品に関する取引又は証明

(輸入された商品)

**第十一条** 法附則第五条第二項第二号の政令で定める商品は、次に掲げるものとして経済産業省令で定める商品であつて、第八条に規定するヤードボンド法による計量単位（以下「ヤードボンド単位」という。）によって表記された物象の状態の量がヤードボンド単位以外の法定計量単位により併記されているものとする。

一 國際的にヤードボンド単位による表記が用いられている商品  
二 主として日常生活の用に供される商品であつて、これに付されたヤードボンド単位による表記を除去することが通常著しく困難であるものの（仮馬力）

**第十二条** 法附則第六条第一項の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

一 内燃機関に関する取引又は証明

2 法附則第六条第二項の政令で定める仮馬力の定義は、ワットの七百三十五・五倍とする。  
(ヤードボンド法等の計量単位による目盛等を付した計量器)

**第十三条** 法附則第九条第二項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一 ヤードボンド単位による目盛又は表記を付した次に掲げる計量器であつて、経済産業省令で定めるもの

イ 次に掲げる計量に用いる計量器

イ 航空機の運航に係る計量

イ 航空機による運送に係る計量

イ 航空機及び航空機用機器並びにこれらの部品に係る計量

イ 航空機の運航に関する気象、地象又は水象に係る計量

ハ 口 自衛隊が武器の一部として使用する計量器

ハ 口 又は口に掲げるものの検査に用いる計量器

二 内燃機関又は外燃機関の工率の計量に用いる計量器であつて、仮馬力による目盛又は表記を付したもの

二 口 内燃機関又は外燃機関の工率の計量に用いる計量器であつて、仮馬力による目盛又は表記を付したもの

3 附 则 この政令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。ただし、第五条（別表第六第十二号及び第十三号に係る部分に限る。）の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

2 計量単位令（昭和二十八年政令第三百三十二号）及び計量法施行法第三条、第六条及び第九条第三項の計量等を定める政令（昭和三十三年政令第三百二十九号）は、廃止する。

1 平成九年九月三十日までは、別表第六第十一号中「生体内の圧力の計量」とあるのは、「生体内の圧力の計量及び真空工学における圧力の計量」とするものとする。

附 则 （平成九年一二月二十五日政令第三八三号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

附 则 （平成一二年六月七日政令第三二一号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 则 （平成一三年九月五日政令第二八〇号）

この政令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 则 （平成二五年九月二六日政令第二八七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 则 （令和元年五月一七日政令第六号）

この政令は、令和元年五月二十日から施行する。

附 则 （令和五年一二月二七日政令第三七六号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。  
2 （罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

二十三	応力	パスカル又はニュートン毎平方メートル	一平方メートルにつき一ニュートンの応力
二十四	粘度	パスカル秒又はニュートン秒毎平方メートル	流体内に一メートルにつき一メートル每秒の速度こう配があるとき、その速度こう配の方向に垂直な面において速度の方向に一パスカルの応力が生ずる粘度
二十五	動粘度	パスカル秒毎平方メートル	密度が一キログラム每立方メートルで粘度が一パスカル秒の流体の動粘度
二十六	仕事	ジユール又はワット秒	一ニュートンの力がその力の方向に物体を一メートル動かすときの仕事
二十七	工率	ワット	ジユール又はワット秒の三千六百倍
二十八	質量流量	キログラム毎秒	一秒間に一ジユールの工率
二十九	流量	グラム毎秒	一秒間に一キログラムの質量流量
三十	熱量	グラム毎秒	一分間に一グラムの質量流量
三十一	熱伝導率	グラム毎秒	一時間に一グラムの質量流量
三十二	比熱容量	トン毎分	一秒間に一トンの質量流量
三十三	エントロピー	トン毎分	一分間に一トンの質量流量
三十四	電気量	立方メートル毎秒	一秒間に一立方メートルの質量流量
三十五	電界の強さ	立方メートル毎分	一秒間に一立方メートルの質量流量
三十六	電圧	リットル毎時	一秒間に一リットルの流量
三十七	起電力	リットル毎秒	一秒間に一リットルの流量
三十八	静電容量	ワット時	一秒間に一リットルの流量
三十九	磁界の強さ	ワット	一秒間に一リットルの流量
四十	起磁力	ワット	一秒間に一リットルの流量
四十一	磁束密度	アンペア每メートル	一秒間に一リットルの流量
四十二	磁束	トル	一秒間に一リットルの流量
四十三	インダクタンス	アンペア	一秒間に一リットルの流量
四十四	電気抵抗	オーム	一秒間に一リットルの流量

四十五	電気のコンダクタンス	ジーメンス	アンペアの直流の電流が流れる導体の二点間の直流の電圧が一ボルトであるときのその二点間の電気のコンダクタンス
四十六	インピーダンス	オーム	一アンペアの交流の電流が流れる導体の二点間の交流の電圧が一ボルトであるときのその二点間のインピーダンス
四十七	電力	ワット	ワットの工率に相当する電力量
四十八	電力量	ワット時 ジュール又はワット秒	ジュールの仕事に相当する電力量
四十九	電磁波の電力密度	ワット每平方メートル	電磁波の進む方向に垂直な面の一平方メートルにつき一ワットの電磁波の電力密度
五十	放射強度	ワット每ステラジアン	一ステラジアンにつき一秒間に放射されるエネルギーが一ジュールの仕事に相当するときの放射強度
五十一	光束	ルーメン	一カンデラの光源から一ステラジアン内に放射される光束
五十二	輝度	カンデラ每平方メートル	一平方メートルの平面光源の光度がその平面と垂直な方向において一カンデラであるときのその方向における輝度
五十三	照度	ルクス	一平方メートルの面が一ルーメンの光束で照らされるときの照度
五十四	音響パワー	ワット	ある面を一秒間に通過する音によつて生じる力学的エネルギーが一ジュールの仕事に相当するときの音響パワー
五十五	濃度	モル每立方メートル モル毎リットル	物質一立方メートル中にある成分一モルを含有する濃度
五十六	中性子放出率	キログラム每立方メートル グラム每立方メートル グラム每リットル	物質一立方メートル中にある成分一キログラムを含有する濃度
五十七	放射能	毎秒 ベクセル	物質一立方メートル中にある成分一グラムを含有する濃度
五十八	吸収線量	グレイ ラド	物質一リットル中にある成分一モルを含有する濃度
五十九	吸収線量率	グレイ每秒	中性子が一秒間に一個の割合で放出される中性子放出率
六十	カーマ率	グレイ每分	中性子が一分間に一個の割合で放出される中性子放出率
六十一	カーマ率	グレイ每時	放射性核種の壊変数が一秒間に一の割合である放射能
六十二	照射線量	ラド每時	ベクセルの三百七十億倍
六十三	照射線量率	カーマ	電離放射線の照射により物質一キログラムにつき一ジュールの仕事に相当するエネルギーが与えられるときの吸収線量
レントゲン每時	レントゲン	グレイ	電離放射線の照射により物質一キログラムにつき一ジュールの仕事に相当するエネルギーが与えられるときの吸収線量
クーロン每秒	クーロン每秒	グレイ每秒	間接電離放射線の照射により直接放出される全荷電粒子の初期運動エネルギーの和が物質一キログラムにつき一ジュールの仕事に相当するときのカーマ
クーロン每キログラム毎秒	クーロン每キログラム毎秒	グレイ每秒	一秒間に一グレイのカーマ率
クーロン毎キログラム毎時	クーロン毎キログラム毎時	グレイ毎時	一秒間に一グレイのカーマ率
レントゲン毎秒	レントゲン	グレイ	一秒間に一グレイのカーマ率
レントゲン毎分	レントゲン	グレイ每分	一秒間に一グレイのカーマ率
レントゲン毎時	レントゲン	グレイ毎時	一秒間に一グレイのカーマ率
クーロン	クーロン	クーロン每秒	エックス線又はガンマ線の一キログラムの空気への照射により放出される電子又は陽電子によつて空氣中に生じるイオン群が有する電気量がそれ正及び負の一クーロンとなる照射線量
クーロン毎キログラム毎秒	クーロン毎キログラム毎秒	クーロン每秒	一秒間に一クーロン每キログラムの照射線量
クーロン毎キログラム毎時	クーロン毎キログラム毎時	クーロン毎時	一秒間に一クーロン每キログラムの照射線量
レントゲン毎秒	レントゲン	レントゲン	一秒間に一レントゲンの照射線量率
レントゲン毎分	レントゲン	レントゲン	一秒間に一レントゲンの照射線量率
レントゲン毎時	レントゲン	レントゲン	一秒間に一レントゲンの照射線量率

別表第二（第三条関係）		別表第三（第三条関係）		六十四 線量当量	
物象の状態の量	計量単位	物象の状態の量	計量単位	物象の状態の量	計量単位
一無効電力	バール	一無効電力	バール	シーベルト	レム
二皮相電力	ボルトアンペア	二皮相電力	ボルトアンペア	シーベルト每秒	シーベルト
三無効電力量	バール秒	三無効電力量	バール時	シーベルト毎分	シーベルト毎分
四皮相電力量	ボルトアンペア秒	四皮相電力量	ボルトアンペア時	レム每分	レム每分
五電磁波の減衰量	デシベル	五電磁波の減衰量	デシベル	レム毎時	レム毎時
六音圧レベル	デシベル	六音圧レベル	デシベル	一時間に一レムの線量当量率	一時間に一レムの線量当量率
七振動加速度レベル	デシベル	七振動加速度レベル	デシベル	一時間に一レムの線量当量率	一時間に一レムの線量当量率
一回転速度	回毎分	一回転速度	回毎分	一時間に一レムの線量当量率	一時間に一レムの線量当量率
二粘度	気圧	二粘度	気圧	一時間に一レムの線量当量率	一時間に一レムの線量当量率
三濃度	ボアズ	三濃度	ボアズ	一時間に一レムの線量当量率	一時間に一レムの線量当量率
四動粘度	ストークス	四動粘度	ストークス	一時間に一レムの線量当量率	一時間に一レムの線量当量率
五		五		一時間に一レムの線量当量率	一時間に一レムの線量当量率



		別表第六（第五条関係）		十 ワット每ステラジアン	
		特殊の計量		ステラジアン	
一 海面又は空中における長さの計量	一 電磁波の波長、膜厚又は物体の表面の粗さ若しくは結晶格子に係る長さの計量	二 宝石の質量の計量	三 真珠の質量の計量	四 金貨の質量の計量	五 六 航海又は航空に係る角度の計量
七 土地の面積の計量	八 船舶の体積の計量	九 航海又は航空に係る速さの計量	十 重力加速度又は地震に係る振動加速度の計量	十一 生体内の圧力の計量	十二 血压の計量
十二 人若しくは動物が摂取する物の熱量又は人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量	十三 人若しくは動物が摂取する物の熱量又は人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量	十四 別表第七（第八条関係）	十五 別表第七（第八条関係）	十六 別表第七（第八条関係）	十七 別表第七（第八条関係）
一 長さ	一 物象の状態の量	一 計量単位	一 定義	一 計量単位	一 定義
二 質量	二 英トン	二 ボンドの二千二百四十倍	二 キログラムの〇・四五三五九二三七倍	二 キログラムの〇・四五三五九二三七倍	二 キログラムの〇・四五三五九二三七倍
三 オンス	三 米トン	三 ボンドの七千分の一	三 ボンドの十六分の一	三 ボンドの一千七百六十倍	三 ヤードの二十二倍
四 グレーン	四 ボンド	四 チエーン	四 インチ	四 フート又はフィート	四 メートルの〇・九一四四倍
五 オズ	五 ポンド	五 マイル	五 ヤード	五 ヤードの三分の一	五 ヤードの三十六分の一
六 ポン	六 英トン	六 英トン	六 英トン	六 英トン	六 英トン

